

大学等における修学の支援に関する法律に基づく政令案の概要

大学等における修学の支援に関する法律（以下「法」という。）では、授業料等減免や学資支給金の額、減免や支給を行う期間等について政令で定めることとしています。このため、制度の実施に必要な事項を定めるために、大学等における修学の支援に関する法律施行令（仮称）を制定するとともに、独立行政法人日本学生支援機構法施行令等を改正することとします。

1. 大学等における修学の支援に関する法律施行令案（仮称）について

大学等における修学の支援に関する法律施行令案（仮称）として、以下の内容を定めることとする。

(1) 取消しの処分を受けた設置者に準ずる者として確認申請ができない大学等の設置者等（法第7条第2項第3号関係）

大学等の設置者が授業料等減免を行おうとする際に必要となる文部科学大臣等の確認について、過去に確認の取消しの処分を受けた設置者に「準ずる者」として当該確認の申請を行うことができない者及びその期間（3年）の起算点となる日は、以下の通りとする。

- ① 法第15条第1項の規定により確認を取り消された大学等の設置者が法人である場合において、当該確認の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知（以下「聴聞通知」という。）があった日前60日以内にその役員であった者 当該確認の取消しの日
- ② 法第15条第1項の規定による確認の取消しの処分に係る聴聞通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、確認を辞退した者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。） 当該確認の辞退の日
- ③ 法第13条第2項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき確認の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として文部科学省令で定めるところにより文部科学大臣等がその者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日。以下同じ。）までの間に、確認を辞退した者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。） 当該確認の辞退の日
- ④ ②に規定する期間内に確認を辞退した大学等の設置者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。）が法人である場合において、聴聞通知の日前60日以内にその役員であった者 当該確認の辞退の日
- ⑤ 大学等の設置者又はその役員であって、法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した者 当該違反行為をした日
- ⑥ ⑤のほか、大学等の設置者又はその役員であって、確認又は減免費用の支弁に関し不正な行為をした者 当該行為をした日

- (2) 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した者に準ずる者として確認を受ける大学等の設置者の役員になれない者等（法第7条第2項第4号関係）

法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した者に準ずる者として確認を受ける大学等の設置者の役員になれない者及びその期間（3年）の起算点となる日は、以下の通りとする。

- ① 確認を取り消された大学等の設置者（個人に限る。） 当該確認の取消の日
② （1）①から⑥まで（（1）⑤にあつては、大学等の設置者の役員に係る部分を除く。）に掲げる者（個人に限る。） （1）①から⑥までに定める日

- (3) 授業料等減免の額（法第8条第2項関係）

授業料等減免の額は、授業料等減免の対象となる学生等（以下「授業料等減免対象者」という。）の在学する学校の種類、設置者等の別に応じた一定額を上限として、当該授業料等減免対象者に係る授業料及び入学金の額とする。

上限とする額は、授業料等減免対象者本人及びその生計維持者について基準式（市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額））に基づき算定された額（零を下回る場合には零とし、100円未満の端数がある場合には切り捨てる。）を合算した額が、

- A 100円未満の場合は、表1及び表2の額
B 100円以上25,600円未満の場合は、表1及び表2の額の3分の2の額
C 25,600円以上51,300円未満の場合は、表1及び表2の額の3分の1の額
（B、Cの場合の額に100円未満の端数がある場合には100円に切り上げる。）

とする。

（※算定について）

- ・ 授業料等減免が行われる月の属する年度（その月が4月から9月までであるときは、その前年度）分のもので算定
- ・ 政令指定都市に市民税を納税している場合は、上記の（調整控除の額＋税額調整額）に4分の3を乗じた額とする。
- ・ 地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、上記基準式に基づき算定された額は零とする。
- ・ 市町村民税の所得割の賦課期日において国内に住所を有しない者等については、上記基準式によらず別に文部科学省令で定めるところにより算定した額とする。

(表 1)

<授業料 (年額) >

		昼間	夜間
大学	国公立	535,800 円	267,900 円
	私立	700,000 円	360,000 円
短期大学	国公立	390,000 円	195,000 円
	私立	620,000 円	360,000 円
高等専門学校	国公立	234,600 円	—
	私立	700,000 円	—
専修学校	国公立	166,800 円	83,400 円
	私立	590,000 円	390,000 円
※大学、短期大学及び専修学校の通信課程は 130,000 円			

(※) この表において以下の通りとする。

- ・大学には、大学院、別科及び専攻科を含まない。(以下同じ。)
 - ・短期大学には、別科及び専攻科(大学の学部にあらずるものとして文部科学省令で定める短期大学の専攻科を除く。)を含まない。(以下同じ。)
 - ・高等専門学校は、第4学年及び第5学年に限る。(ただし、大学の学部にあらずるものとして文部科学省令で定める専攻科を含む。)(以下同じ。)
 - ・専修学校は、専門課程に限る。(以下同じ。)
- 独立行政法人、地方独立行政法人が設置する専修学校は、「私立」に含まず、「国公立」に含むものとする。(以下同じ。)
- ・夜間とは、夜間において授業を行うものをいう。(ただし、昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うものは夜間から除き、昼間に含む。)(以下同じ。)

(表 2)

<入学金>

		昼間	夜間
大学	国公立	282,000 円	141,000 円
	私立	260,000 円	140,000 円
短期大学	国公立	169,200 円	84,600 円
	私立	250,000 円	170,000 円
高等専門学校	国公立	84,600 円	—
	私立	130,000 円	—
専修学校	国公立	70,000 円	35,000 円
	私立	160,000 円	140,000 円
※大学、短期大学及び専修学校の通信課程は 30,000 円			

(4) 授業料の減免を行う期間等（法第8条第3項関係）

確認大学等の設置者は、以下①又は②に該当する授業料等減免対象者に対して、それぞれ①又は②の月数を限度として、授業料の減免を行うものとする。

① 過去に法による授業料の減免を受けたことがない者

授業料等減免対象者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（※）

② 過去に法による授業料の減免を受けたことがある者のうち編入学した者その他の文部科学省令で定める者

授業料等減免対象者がその在学する学校等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（※）

ただし、その月数と過去に法による授業料の減免を受けた期間の月数とを合算した月数が72ヵ月を超える場合には、72ヵ月から当該過去に授業料の減免を受けた期間の月数を控除した月数

（※） 大学の学部にあらずるものとして文部科学省令で定める短期大学の専攻科及び高等専門学校専攻科については、授業料等減免対象者が正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が24ヵ月を超える場合には、24ヵ月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数

専修学校については、授業料等減免対象者が正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が48ヵ月を超える場合には、48ヵ月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数

また、確認大学等の設置者は、過去に法による入学金の減免を受けたことがない授業料等減免対象者に対して、入学金の減免を行うものとする。

(5) 私立の専修学校に係る減免費用の国の負担（法第11条関係）

私立の専修学校に対し都道府県が支弁する減免費用についての国の2分の1の負担は毎年度行うものとする。

(6) 設置者自らが費用負担して減免を実施すべき場合（法第16条ただし書関係）

大学等の設置者が確認又は減免費用の支弁に関する不正を行ったことにより授業料等減免に係る確認を取り消された場合に準ずる場合は、①又は②の期間に確認を辞退した場合（当該確認の辞退について相当の理由がある場合を除く。）とする。

① 法第15条第1項の規定による取消しの処分に係る聴聞通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間

② 法第13条第2項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間

2. 独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部改正について

独立行政法人日本学生支援機構法施行令について、下記の内容を定めるための改正を行うこととする。

(1) 学資支給金の額（改正後の独立行政法人日本学生支援機構法（以下「改正機構法」という。）第17条の2第2項関係）

学資支給金の額は、学資支給金の支給の対象となる学生等（以下「支給対象者」という。）の在学する学校の種類、設置者等の別に応じ、以下の額とする。

支給対象者本人及びその生計維持者について基準式（市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額））に基づき算定された額（零を下回る場合には零とし、100円未満の端数がある場合には切り捨てる。）を合算した額が、

A 100円未満の場合は、表3の額

B 100円以上25,600円未満の場合は、表3の額の3分の2の額

C 25,600円以上51,300円未満の場合は、表3の額の3分の1の額

（B、Cの場合の額に100円未満の端数がある場合には100円に切り上げる。）とする。

（※算定について）

- ・学資支給金の支給が行われる月の属する年度（その月が4月から9月までであるときは、その前年度）分のもので算定
- ・政令指定都市に市民税を納税している場合は、上記の（調整控除の額＋税額調整額）に4分の3を乗じた額とする。
- ・地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、上記基準式に基づき算定された額は零とする。
- ・市町村民税の所得割の賦課期日において国内に住所を有しない者等については、上記基準式によらず別に文部科学省令で定めるところにより算定した額とする。

（表3）

		（月額）	
		自宅通学	自宅外通学
大学	国公立	29,200円	66,700円
	私立	38,300円	75,800円
短期大学			
専修学校			
高等専門学校	国公立	17,500円	34,200円
	私立	26,700円	43,300円
※大学、短期大学及び専修学校の通信課程は年額51,000円			

ただし、通信課程以外の場合は、以下の①又は②の場合であって、居住に要する費用につき学資支給金による支援の必要性がないと認められる支給対象者に対する学資支給金の額は、以下の額とする。（上記 B、C の場合に該当するときは、以下の額の 3 分の 2 又は 3 分の 1 の額（100 円未満の端数がある場合には 100 円に切り上げる。）とする。）

- ① 支給対象者の生計維持者が生活保護を受けている場合
- ② 支給対象者が満 18 歳となる日の前日において里親に委託されていた又は児童養護施設に入所していたなどの場合

・国公立の大学	33,300 円
・私立の大学	42,500 円
・国公立の短期大学	33,300 円
・私立の短期大学	42,500 円
・国公立の高等専門学校	25,800 円
・私立の高等専門学校	35,000 円
・国公立の専修学校	33,300 円
・私立の専修学校	42,500 円

支給対象者が、他の法令に基づく大学等の学資に係る給付等であって学資支給金の額を調整する必要があるものとして文部科学省令に定めるものを受けた場合は、当該支給対象者に係る学資支給金の額は、上記に関わらず、文部科学省令で定める算式により算定された額とする。

(2) 学資支給金の支給の期間（改正機構法第 17 条の 2 第 3 項関係）

機構は、以下①又は②に該当する支給対象者に対して、それぞれ①又は②の月数を限度として、学資支給金の支給を行うものとする。

- ① 過去に学資支給金の支給を受けたことがない者
支給対象者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（※）
- ② 過去に学資支給金の支給を受けたことがある者のうち編入学した者その他の文部科学省令で定める者
支給対象者がその在学する学校等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（※）
ただし、その月数と過去に学資支給金の支給を受けた期間の月数とを合算した月数が 72 ヶ月を超える場合には、72 ヶ月から当該過去に学資支給金の支給を受けた期間の月数を控除した月数

（※）大学の学部にあらずるものとして文部科学省令で定める短期大学の専攻科及び高等専門学校の専攻科については、支給対象者が正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が 24 ヶ月を超える場合には、24 ヶ月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数

専修学校については、支給対象者が正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が 48 ヶ月を超える場合には、48 ヶ月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数

(3) 支給対象者に第一種学資貸与金（無利子奨学金）が貸与される場合の貸与額（改正機構法第 14 条第 4 項関係）

支給対象者に第一種学資貸与金が貸与される場合の貸与額は、第一種学資貸与金の貸与可能上限額から、授業料の減免についての 1. (3) 表 1 の額（※1）及び当該支給対象者が受けることができる学資支給金の額（※2）との合計額を控除した額を上限とする。（年額、月額を揃えて算定）

（※1）当該支給対象者について、1. (3) の基準式に基づく算定により 3 分の 2 又は 3 分の 1 の適用を受ける場合には、それぞれ 1. (3) 表 1 の額の 3 分の 2 又は 3 分の 1 の額（その額に 100 円未満の端数がある場合には 100 円に切り上げる。）

（※2）2. (1) で他の法令に基づく給付との調整が行われる場合には、その調整を行わなかった場合の 2. (1) の額

3. その他の関係政令の一部改正等について

(1) 学資支給基金の残余の額の国庫納付に係る規定（法附則第 6 条第 4 項関係）等
法による改正前の独立行政法人日本学生支援機構法に基づき行われた給付型奨学金（以下「旧学資支給金」という。）に関して、旧学資支給金に充てるために独立行政法人日本学生支援機構に設けられた「学資支給基金」について、旧学資支給金の支給終了後に基金の残余の額を国庫納付するための手続について定めるなど、法の施行に伴う所要の規定の整備を行う。

(2) 関係政令の整備

地方税法施行令等の関係政令について、法の施行に伴う所要の規定の整備を行う。

4. 施行期日

施行期日は、法の施行の日とする。